

茅ヶ崎市建築確認等取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

茅ヶ崎市規則第 8 号

茅ヶ崎市建築確認等取扱規則の一部を改正する規則

茅ヶ崎市建築確認等取扱規則（昭和 6 0 年茅ヶ崎市規則第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項の表配置図の項中「第 1 3 8 条第 3 項第 2 号ハから」を「第 1 3 8 条第 4 項第 2 号ハから」に改める。

第 4 条第 1 項ただし書中「から第 3 号まで」を「及び第 2 号」に改め、同条第 2 項中「第 1 2 項まで」を「第 1 3 項まで」に改める。

第 1 1 条中「及び第 4 号」を「及び第 3 号」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 3 項及び第 4 条第 2 項の改正規定は、公布の日から施行する。